

佐賀県選挙管理委員会告示第 27 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 161 条第 1 項第 3 号の規定により、公職の候補者（衆議院比例代表選出議員の選挙における候補者で当該選挙と同時に行われる衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者である者以外のもの並びに参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で同法第 86 条の 3 第 1 項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除く。）、候補者届出政党及び衆議院名簿届出政党等が個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として指定した次の施設について、その指定を変更した旨、伊万里市選挙管理委員会から報告があった。

令和 7 年 5 月 2 日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大 川 正 二 郎

施設の名称	変更事項	新	旧
伊万里市東山代コミュニティセンター 講堂	施設の住所 変更	伊万里市東山代町 里 100 番地 1	伊万里市東山代町 里 105 番地